

建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

情報連絡件名	頁
(1) 第71回利根川治水同盟治水大会の書面開催について	2
(2) 都市計画道路等の進捗状況について	3
(3) 住宅市街地の開発整備の方針の改定手続きについて	9
(4) 令和3年度ユニバーサルデザイン講演会の開催について	12
(5) 各地区のまちづくり協議会・連絡会の設置状況について	13
(6) 新田まちづくり連絡会(第61回)の開催結果について	15
(7) ながら見守りの取組み状況について	17
(8) 令和3年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について	19
(9) 区営住宅等及び都営住宅の垂直避難について	21
(10) 区営住宅等維持管理業務委託受託者の選定について	23

【参考】

《交通網・都市基盤整備調査特別委員会報告事項》

※ 資料は、交通網・都市基盤整備調査特別委員会(都市建設部)の報告資料にあり

- (1) はるかぜ路線に関する車両購入補助金の交付状況について
- (2) 令和3年度足立区総合交通計画推進会議の開催について
- (3) 東武バスセントラルが運行する複数のバス路線のダイヤ改正について
- (4) 【追加】第3回花畑周辺地域公共交通検討会の開催結果について
- (5) 【追加】東京女子医科大学附属足立医療センターの外構について
- (6) 竹ノ塚駅付近鉄道高架化の取組み状況について
- (7) 有楽町線(地下鉄8号線)の整備促進に向けた取組み状況について
- (8) メトロセブンの整備促進に向けた取組み状況について

(都市建設部)

建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

件名	第71回利根川治水同盟治水大会の書面開催について
所管部課名	都市建設部企画調整課
内容	<p>区議会のご理解をいただき、当区が総会及び大会に参加し活動している利根川治水同盟治水大会について、東京都から第71回大会の書面開催の連絡があったため、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none">1 当初開催予定日時 令和3年7月14日（水）午後1時30分から午後3時2 場所 千葉県成田市 成田国際文化会館 大ホール3 理由 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため
問題点 今後の方針	来年度の開催日時、場所等については現段階では未定である。

建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

件名	都市計画道路等の進捗状況について
所管部課名	都市建設部企画調整課 建設事業調整担当課 道路整備室街路橋りょう課 鉄道立体推進室竹の塚整備推進課 市街地整備室まちづくり課
内容	<p>令和3年4月1日現在、区内の都市計画道路の整備状況は、計画路線約161kmのうち概成完成路線は約123km（約76%）である。また、事業中路線が約10kmであり、未着手路線は約28kmとなっている。</p> <p>区内の都市計画道路等の進捗状況は以下のとおりである（別紙参照P6～8）。</p> <p>1 足立区が施行している路線</p> <p>(1) 補助第138号線その2（環七南通り） 関原三丁目～梅田五丁目 延長＝約280m、幅員＝16m ・ 用地取得 取得率100%</p> <p>(2) 区画街路第14号線 西竹の塚二丁目 延長＝約97m、幅員＝18m、交通広場＝4,249㎡ ・ 用地取得 取得率99%（東武鉄道敷地を除く）</p> <p>(3) 区画街路第13号線 延長＝約50m、幅員＝12m ・ 関係権利者との個別面談中</p> <p>(4) 主要区画道路②Ⅱ区間（亀田トレイン通り） 西新井駅周辺 延長＝約244m、幅員＝12m 道路供用開始時期：令和3年3月11日</p> <p>(5) 補助第258号線（環七北通り） 六町一丁目（六町加平橋取付道路 六町側） 延長＝約114m、幅員＝16m 道路供用開始時期：令和3年3月19日</p> <p>(6) 補助第256号線（花畑大橋通り） 中央本町三丁目～青井六丁目 延長＝約840m、幅員＝15m ・ 用地取得 取得率 8%</p>

2 東京都第六建設事務所が施行している路線

(1) 補助第118号線

小台一丁目 延長=約190m、幅員=15m

- ・ 排水管設置工事を実施中 (延長=約120m)

(2) 補助第136号線

ア 扇一丁目～本木一丁目 延長=約840m、幅員=20m

- ・ 用地取得 取得率95%
- ・ 排水管設置工事を実施中 (延長=約200m)

イ 関原一丁目～梅田四丁目 延長=約490m、幅員=20m

- ・ 用地取得 取得率99%

ウ 梅田四丁目～梅田三丁目 延長=約580m、幅員=20m

- ・ 用地取得 取得率99%

エ 足立一丁目～足立三丁目

延長=約630m、幅員=15～18m

- ・ 用地取得 取得率74%
- ・ 排水管設置工事を予定 (延長=約125m)

(3) 補助138号線 (環七南通り)

ア 中央本町一丁目～弘道一丁目 延長=約700m、幅員=15m

- ・ 用地取得 取得率64%

イ 青井三丁目～綾瀬五丁目 (綾瀬新橋)

延長=約290m、幅員=15～18m

- ・ 用地取得 取得率95%

ウ 興野一丁目～本木二丁目 延長=約350m、幅員=16m

- ・ 用地取得 取得率81%
- ・ 排水管設置工事を実施中 (延長=約130m)

(4) 補助第261号線 (舎人公園通り)

ア 古千谷一丁目～伊興四丁目

延長=約1,040m、幅員=15～16m

- ・ 用地取得 取得率98%

イ 神明二丁目～六木三丁目

延長=約720m、幅員=16m

- ・ 用地取得 取得率77%

ウ 伊興四丁目～竹の塚六丁目

延長=約910m、幅員=15～22m

- ・ 用地取得 取得率32%

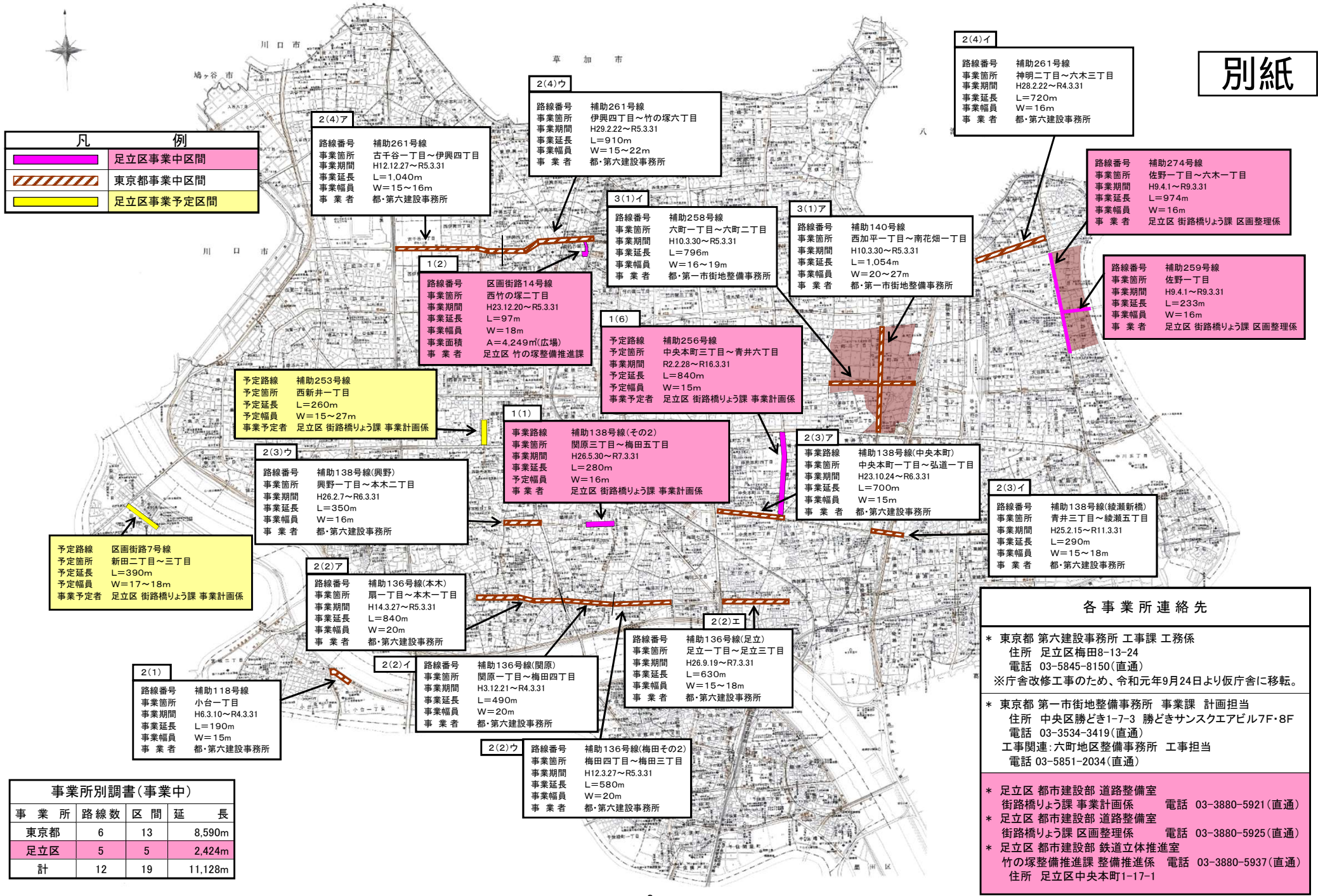
	<p>(5) 補助第257号線（大鷲通り（大鷲さくら橋）） 花畑七丁目～埼玉県草加市 延長＝約310m、幅員＝16m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度工事完了 ・ 令和3年度内に道路移管予定 <p>3 東京都第一市街地整備事務所が施行している路線</p> <p>(1) 六町四丁目付近土地区画整理事業 69.03 ha</p> <p>ア 補助第140号線 西加平一丁目～南花畑一丁目 延長＝約1,054m、幅員＝20～27m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成延長＝約720m ・ 暫定整備延長＝約330m <p>イ 補助第258号線（環七北通り） 六町一丁目～六町二丁目 延長＝約796m、幅員＝16～19m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成延長＝約80m <p>(2) 花畑北部土地区画整理事業 54.44 ha</p> <p>ア 補助第257号線（大鷲通り） 延長＝約816m、幅員＝16m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成延長＝約816m <p>イ 補助第262号線（花畑フラワーロード） 延長＝約465m、幅員＝16m</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 完成延長＝約465m
<p>問題点 今後の方針</p>	<p>1 足立区施行路線については、事業を円滑に推進するため、工程及び施工管理を適切に行うとともに、関係機関との協議も進めていく。</p> <p>2 東京都施行路線については、東京都に事業の整備促進を要望する。</p>

都市計画道路事業箇所図

足立区 街路橋りょう課 作成 令和3年4月1日現在

別紙

凡 例	
	足立区事業中区間
	東京都事業中区間
	足立区事業予定区間



- 2(4)イ**

路線番号 補助261号線
 事業箇所 神明二丁目～六木三丁目
 事業期間 H28.2.22～R4.3.31
 事業延長 L=720m
 事業幅員 W=16m
 事業者 都・第六建設事務所
- 2(4)ウ**

路線番号 補助261号線
 事業箇所 伊興四丁目～竹の塚六丁目
 事業期間 H29.2.22～R5.3.31
 事業延長 L=910m
 事業幅員 W=15～22m
 事業者 都・第六建設事務所
- 2(4)ア**

路線番号 補助261号線
 事業箇所 古千谷一丁目～伊興四丁目
 事業期間 H12.12.27～R5.3.31
 事業延長 L=1,040m
 事業幅員 W=15～16m
 事業者 都・第六建設事務所
- 3(1)イ**

路線番号 補助258号線
 事業箇所 六町一丁目～六町二丁目
 事業期間 H10.3.30～R5.3.31
 事業延長 L=796m
 事業幅員 W=16～19m
 事業者 都・第一市街地整備事務所
- 3(1)ア**

路線番号 補助140号線
 事業箇所 西加平一丁目～南花畑一丁目
 事業期間 H10.3.30～R5.3.31
 事業延長 L=1,054m
 事業幅員 W=20～27m
 事業者 都・第一市街地整備事務所
- 1(2)**

路線番号 区画街路14号線
 事業箇所 西竹の塚二丁目
 事業期間 H23.12.20～R5.3.31
 事業延長 L=97m
 事業幅員 W=18m
 事業面積 A=4,249㎡(広場)
 事業者 足立区 竹の塚整備推進課
- 1(6)**

予定路線 補助256号線
 予定箇所 中央本町三丁目～青井六丁目
 事業期間 R2.2.28～R16.3.31
 予定延長 L=840m
 予定幅員 W=15m
 事業者 足立区 街路橋りょう課 事業計画係
- 1(1)**

事業路線 補助138号線(その2)
 事業箇所 関原三丁目～梅田五丁目
 事業期間 H26.5.30～R7.3.31
 事業延長 L=280m
 事業幅員 W=16m
 事業者 足立区 街路橋りょう課 事業計画係
- 2(3)ウ**

路線番号 補助138号線(興野)
 事業箇所 興野一丁目～本木二丁目
 事業期間 H26.2.7～R6.3.31
 事業延長 L=350m
 事業幅員 W=16m
 事業者 都・第六建設事務所
- 2(3)イ**

路線番号 補助138号線(綾瀬新橋)
 事業箇所 青井三丁目～綾瀬五丁目
 事業期間 H25.2.15～R11.3.31
 事業延長 L=290m
 事業幅員 W=15～18m
 事業者 都・第六建設事務所
- 2(3)ア**

事業路線 補助138号線(中央本町)
 事業箇所 中央本町一丁目～弘道一丁目
 事業期間 H23.10.24～R6.3.31
 事業延長 L=700m
 事業幅員 W=15m
 事業者 都・第六建設事務所
- 2(2)イ**

路線番号 補助136号線(本木)
 事業箇所 扇一丁目～本木一丁目
 事業期間 H14.3.27～R5.3.31
 事業延長 L=840m
 事業幅員 W=20m
 事業者 都・第六建設事務所
- 2(2)ア**

路線番号 補助136号線(関原)
 事業箇所 関原一丁目～梅田四丁目
 事業期間 H3.12.21～R4.3.31
 事業延長 L=490m
 事業幅員 W=20m
 事業者 都・第六建設事務所
- 2(2)ウ**

路線番号 補助136号線(梅田その2)
 事業箇所 梅田四丁目～梅田三丁目
 事業期間 H12.3.27～R5.3.31
 事業延長 L=580m
 事業幅員 W=20m
 事業者 都・第六建設事務所
- 2(2)エ**

路線番号 補助136号線(足立)
 事業箇所 足立一丁目～足立三丁目
 事業期間 H26.9.19～R7.3.31
 事業延長 L=630m
 事業幅員 W=15～18m
 事業者 都・第六建設事務所
- 2(1)**

路線番号 補助118号線
 事業箇所 小台一丁目
 事業期間 H6.3.10～R4.3.31
 事業延長 L=190m
 事業幅員 W=15m
 事業者 都・第六建設事務所
- 予定路線** 区画街路7号線
 予定箇所 新田二丁目～三丁目
 予定延長 L=390m
 予定幅員 W=17～18m
 事業者 足立区 街路橋りょう課 事業計画係

各事業所連絡先	
*	東京都 第六建設事務所 工事課 工務係 住所 足立区梅田8-13-24 電話 03-5845-8150(直通) ※庁舎改修工事のため、令和元年9月24日より仮庁舎に移転。
*	東京都 第一市街地整備事務所 事業課 計画担当 住所 中央区勝どき1-7-3 勝どきサンスクエアビル7F・8F 電話 03-3534-3419(直通) 工事関連: 六町地区整備事務所 工事担当 電話 03-5851-2034(直通)
*	足立区 都市建設部 道路整備室 街路橋りょう課 事業計画係 電話 03-3880-5921(直通)
*	足立区 都市建設部 道路整備室 街路橋りょう課 区画整理係 電話 03-3880-5925(直通)
*	足立区 都市建設部 鉄道立体推進室 竹の塚整備推進課 整備推進係 電話 03-3880-5937(直通) 住所 足立区中央本町1-17-1

事業所別調書(事業中)			
事業所	路線数	区間	延長
東京都	6	13	8,590m
足立区	5	5	2,424m
計	12	19	11,128m

都市計画道路一覧表

路線番号	始 点	終 点	区内幅員 (m)	区内延長 (m)
放11	台・根岸二丁目	舎人四丁目	25~58	7,130
放12	中・日本橋三丁目	西保木間四丁目	25~57	7,800
放12支1	西保木間三丁目	西保木間四丁目	27~37	260
環7	大・平和島六丁目	江・堀江町	25~38	11,050
補91	北・上中里二丁目	扇二丁目	15~30	2,520
補93	文・本駒込三丁目	北・王子五丁目	15	1,360
補100	台・根岸二丁目	東伊興二丁目	15~41	6,100
補109	台・浅草七丁目	神明三丁目	15~27	5,100
補113	鹿浜五丁目	葛・小菅三丁目	15~44	10,620
補113支1	江北二丁目	鹿浜一丁目	22~37.75	1,740
補118	小台一丁目	柳原二丁目	15	5,470
補119	千住元町丁目	江・富岡二丁目	15~27	3,360
補136	扇一丁目	葛・新宿二丁目	15~34	6,000
補137	梅田一丁目	梅田六丁目	15	920
補138	江北二丁目	葛・東金町二丁目	11~16	8,620
補139	千住一丁目	柳原一丁目	15	2,010
補140	南花畑四丁目	江・西葛西二丁目	18~27	3,880
補190	千住二丁目	千住龍田町	15~18	870
補192	柳原二丁目	千住曙町	15	820
補193	荒・東尾久八丁目	千住緑町三丁目	15	460
補250	堀之内二丁目	伊興一丁目	15~16	4,240
補251	江北一丁目	加賀二丁目	15~27	3,290
補252	鹿浜八丁目	入谷九丁目	16~44	2,840
補253	本木北町	古千谷本町四丁目	15~27	4,850
補254	梅田四丁目	梅田五丁目	16	800
補255	梅島一丁目	竹の塚七丁目	15~27	3,530
補256	中央本町三丁目	花畑五丁目	15~16	4,180
補257	南花畑四丁目	花畑七丁目	16	1,910
補258	鹿浜五丁目	大谷田五丁目	15~30	8,290
補259	栗原二丁目	葛・水元四丁目	15~16	5,470
補260	栗原四丁目	六月三丁目	23	550
補261	入谷七丁目	葛・南水元一丁目	15~39.2	7,780
補262	入谷八丁目	花畑二丁目	16	6,150
補263	花畑八丁目	花畑八丁目	16	390
補268	東和一丁目	葛・立石七丁目	11	120
補269	大谷田一丁目	葛・水元三丁目	20~39	650
補271	東綾瀬一丁目	東綾瀬二丁目	12	490
補274	葛・立石一丁目	六木三丁目	11~16	3,820
補275	東和二丁目	東和五丁目	11	950
補294	入谷五丁目	入谷町	22	860
補295	入谷九丁目	舎人二丁目	16	1,870
補296	入谷町	舎人六丁目	16	1,360
6号付属2	神明一丁目	北加平町	6~26	1,280
6号付属3	加平二丁目	加平二丁目	6	500
6号付属4	西加平一丁目	西加平一丁目	6	200
6号付属5	加平一丁目	加平一丁目	6	120
6号付属6	加平一丁目	綾瀬一丁目	6	2,060
足立線付属3	鹿浜二丁目	鹿浜二丁目	6~18.5	390
王子線付属4	宮城二丁目	宮城二丁目	7.5	250
区街路1	鹿浜四丁目	鹿浜六丁目	15	440
区街路2	千住一丁目	千住二丁目	9	290
区街路3	千住三丁目	千住三丁目	12	240
区街路4	千住三丁目	日の出町	9	490
区街路5	舎人五丁目	舎人五丁目	16	50
区街路6	西新井本町二丁目	西新井本町二丁目	23	10
区街路7	新田二丁目	新田三丁目	17~22	1,130
区街路8	関原三丁目	西新井栄町一丁目	17	980
区街路9	西新井栄町一丁目	西新井栄町二丁目	22	80
区街路10	西新井栄町二丁目	西新井栄町二丁目	17	230
区街路11	千住橋戸町	千住橋戸町	18	260
区街路12	千住旭町	千住旭町	16	260
区街路13	千住旭町	千住旭町	7~12	410
区街路14	西竹の塚二丁目	西竹の塚二丁目	18	100
竹の塚駅前街路1	竹の塚六丁目	竹の塚四丁目	22	970

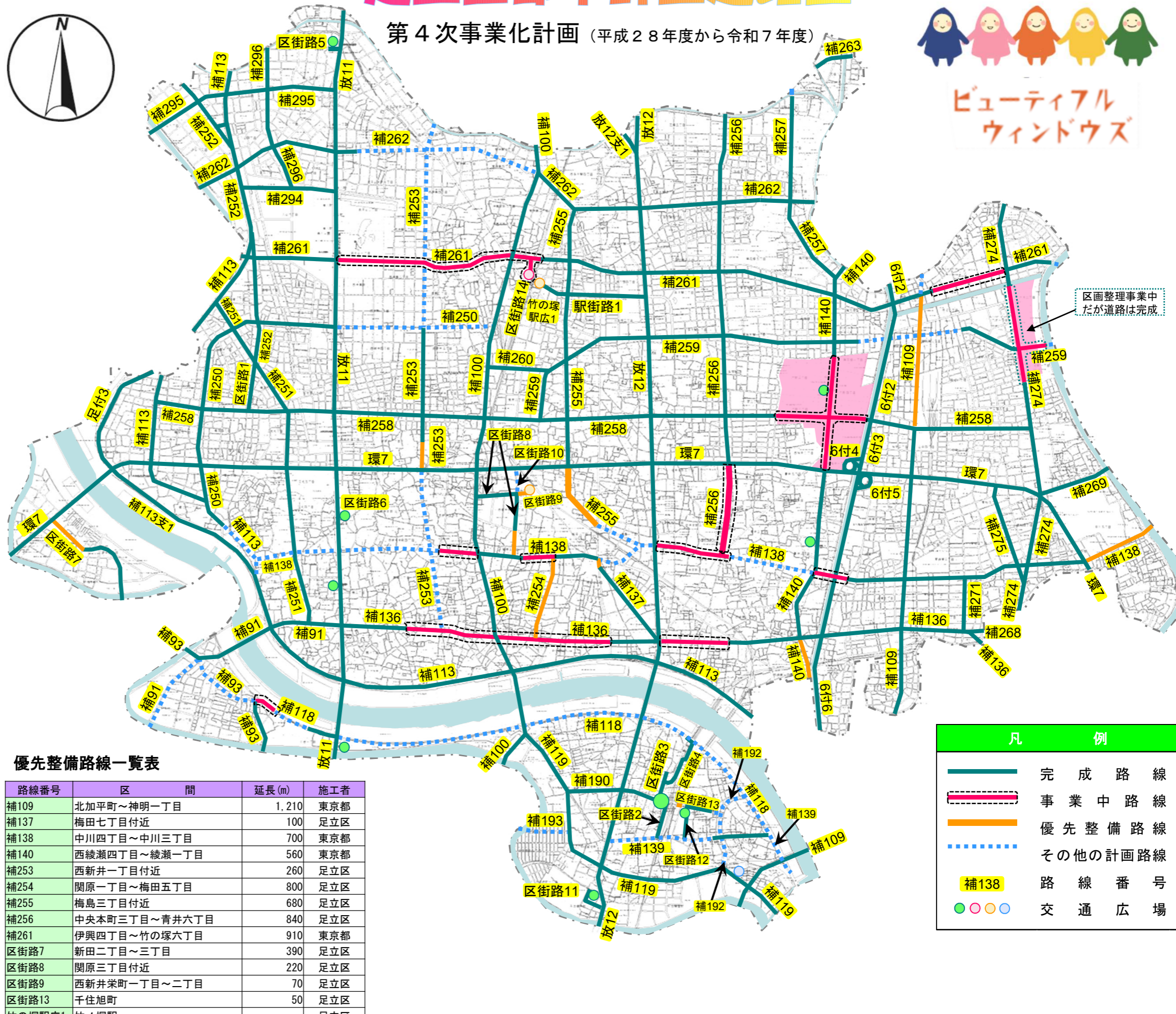


足立区都市計画道路図

第4次事業化計画（平成28年度から令和7年度）



ビューティフル
ウィンドウズ



優先整備路線一覧表

路線番号	区 間	延長 (m)	施工者
補109	北加平町~神明一丁目	1,210	東京都
補137	梅田七丁目付近	100	足立区
補138	中川四丁目~中川三丁目	700	東京都
補140	西綾瀬四丁目~綾瀬一丁目	560	東京都
補253	西新井一丁目付近	260	足立区
補254	関原一丁目~梅田五丁目	800	足立区
補255	梅島三丁目付近	680	足立区
補256	中央本町三丁目~青井六丁目	840	足立区
補261	伊興四丁目~竹の塚六丁目	910	東京都
区街路7	新田二丁目~三丁目	390	足立区
区街路8	関原三丁目付近	220	足立区
区街路9	西新井栄町一丁目~二丁目	70	足立区
区街路13	千住旭町	50	足立区
竹の塚駅前街路1	竹ノ塚駅		足立区

凡 例

- 完成路線 (Solid green line)
- 事業中路線 (Dashed pink line)
- 優先整備路線 (Solid orange line)
- その他の計画路線 (Dashed blue line)
- 路線番号 (Yellow box with number, e.g., 補138)
- 交通広場 (Colored circles: green, pink, orange, blue)

備考: 1. 都市高速道路及び特殊街路を除く
2. 路線番号の放は放射線、環は環状線、補は補助線、付は都市高速道路付属街路、区街路は足立区画街路の略称です。

[R3年4月現在]

足立区の都市計画道路

都市計画道路の役割

都市計画道路は、市街地における生活や経済活動を支える安全で円滑な交通機能を有する施設です。そのことに加え、上下水道、電気、ガス、情報通信施設などの収容機能や、災害時の避難路、火災時の延焼遮断帯としての機能、採光などの住環境や景観形成などの環境保全機能など、より安全で快適な暮らしを支える役割を担っています。

道路の都市計画決定

多様な機能を有する都市において、安全で快適なまちの形成につながり最も基本的な施設となる道路の整備計画を、都知事または区長が決定します。

都市計画道路の予定区域に建物を建てる際には、「都知事の許可を受けなければならない」とされています。

区部における都市計画道路の整備方針について

東京都と特別区及び市町村では、「都市活力の強化、都市防災の強化、安全で快適な都市空間の創出、都市環境の向上」の四つを基本目標に、東京全体の都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）を策定しました。

整備方針では、平成28年度から令和7年度までの10年間に於いて完了または着手すべき優先整備路線を選定しました。

建築の際には、都市計画法第53条で知事の許可を受け、54条の許可基準で階数と主要構造が制限されますが、第四次事業化計画で建築の制限を緩和し、優先整備路線を含む全ての都市計画道路区域において、3階までの建築を可能としました。



計画から完成までの流れ

都市計画事業認可前におこなうこと

現況測量

現況測量の説明会……………道路位置と建物など土地利用状況を知るための測量の説明を行います。

作業計画及び現地調査……………理解を頂きながら敷地内に入り建物などの確認を行います。

現況測量作業……………現況を測量して中心線の確認・杭設置などを行います。

現況測量図作成



用地測量

用地測量の説明会……………道路用地の範囲を確定するための測量の説明会を行います。

資料及び現地調査……………登記簿、公図、借地権などの調査を行います。

立ち会い通知状の発送……………境界立ち会い日時は事前に各関係人へ通知します。

境界確認の立ち会い……………公共用地、民有地、借地権境界の立ち会いをします。

境界点の測量……………立ち会いにより決定した境界点の測量をします。

用地測量図作成……………道路用地の面積を確定していきます。



都市計画事業認可取得

【事業認可】

- ・都知事が足立区をつくる道路の内容を審査して、それを認めることを事業認可といいます。
- ・事業認可後、区の広報や現地に看板を設置するなどして、区民にお知らせします。
- ・事業認可後、道路予定区域において、土地の形などを変えることや動かしにくいものを設置すること、道路予定区域内の土地や建物などの売却などが制限されます。



都市計画事業認可後におこなうこと

用地取得

土地権利者への説明……………用地取得の手順や補償内容などの説明と、建物内部調査の協力をお願いいたします。

土地・物件調査……………道路施行に伴い移転していただく建物、門、扉、樹木について、その用途、構造、数量、権利関係を調査します。

土地等の価格鑑定……………土地価格の評定、建物の補償額の算定を行い、土地所有者ならびに関係人の方とそれぞれ協議します。

契約・補償金等の支払……………協議が整い、契約を締結し、契約金をお支払します。

用地取得完了



道路工事

工事説明会……………下水道、電線の地中化および歩車道工事の内容、工程などを説明します。

他企業者間調整……………水道、ガスなどの地下埋設物の調整協議を行い、道路工事をします。

工事の実施



工事完了・開通

権利をお持ちの方との契約・補償金などの支払い

土地の値段や建物などの補償金額を計算して、土地や建物の所有者や関係者の方と話し合いをさせていただきます。話し合いがまとまりますと契約を結び、契約金をお支払いします。

原則として、土地区画整理事業を除いて、足立区による用地買収方式で施行を予定しています。

税金の優遇措置について

道路の整備にともない土地などを足立区に売却されたときには、譲渡所得に対する課税の特例、不動産取得税の課税の特例など税金の優遇措置があります。



お問い合わせ先

足立区 都市建設部 道路整備室 街路橋りょう課
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1
TEL : (3880) 5921 FAX : (3880) 5620
E-mail : gairo@city.adachi.tokyo.jp

建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

件名	住宅市街地の開発整備の方針の改定手続きについて													
所管部課名	都市建設部都市計画課													
内容	<p>東京都からの住宅市街地の開発整備の方針（以下「方針」という。）の改定に向けた資料の作成依頼に基づき、都市計画変更原案を作成したので、以下のとおり報告する。</p> <p>1 方針とは</p> <p>（1）良好な住宅市街地の開発整備を図るための長期的なマスタープランである。</p> <p>（2）住宅市街地にかかわる土地利用、市街地開発事業及び都市施設等の計画を一体的に行うことにより、個々の関連事業の効果的な実施や民間の建築活動等を適切に誘導するために東京都が定める。</p> <p>（3）一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域における相当規模の地区を「重点地区」として指定する。</p> <p>2 方針策定の効果</p> <p>（1）住宅まちづくりの推進に向けた、都民、民間事業者、行政等の適切な誘導</p> <p>（2）都市計画制度の円滑な適用</p> <p>（3）住宅まちづくり事業と都市計画制度の総合的、一体的な展開</p> <p>3 方針の変更原案（別紙参照 P 1 1）</p> <p>（1）重点地区の選定に当たっての留意事項</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 住生活基本法に基づく重点供給地域との整合を図る。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 概ね5年以内に都市計画決定・事業実施が見込まれる地区を選定</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 住民、NPO等の住宅・まちづくり活動の動向を踏まえる。</p> <p>（2）重点地区の変更概要（52地区→37地区）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th> <th style="width: 20%;">地区数</th> <th style="width: 60%;">概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>削除する地区</td> <td>29地区</td> <td>事業が終了した地区 事業実施が未定の地区</td> </tr> <tr> <td>追加する地区</td> <td>14地区</td> <td>エリアデザイン計画地区 団地建替え地区など</td> </tr> <tr> <td>既存指定地区</td> <td>23地区</td> <td>木造住宅密集地区 区画整理事業施行地区など</td> </tr> </tbody> </table>		種別	地区数	概要	削除する地区	29地区	事業が終了した地区 事業実施が未定の地区	追加する地区	14地区	エリアデザイン計画地区 団地建替え地区など	既存指定地区	23地区	木造住宅密集地区 区画整理事業施行地区など
種別	地区数	概要												
削除する地区	29地区	事業が終了した地区 事業実施が未定の地区												
追加する地区	14地区	エリアデザイン計画地区 団地建替え地区など												
既存指定地区	23地区	木造住宅密集地区 区画整理事業施行地区など												

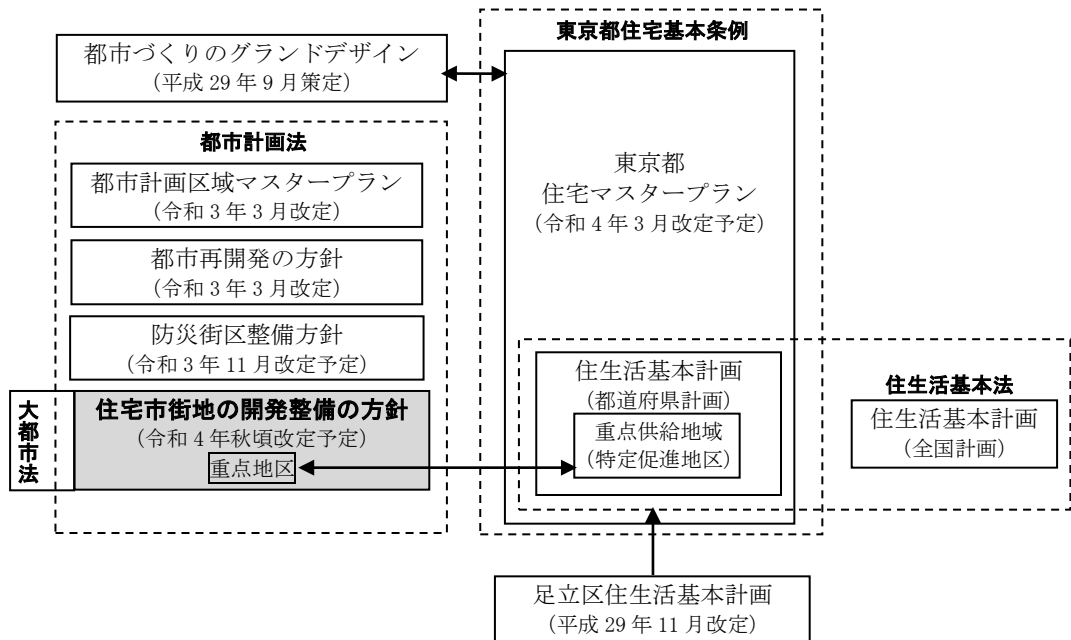
4 今後の予定

年 月		内 容
令和 3 年	8 月末	方針改定の都市計画変更原案の提出（区→都）
	12 月～	都市計画変更手続き開始（都）
令和 4 年	4 月頃	方針改定案に対する意見照会（都→区）
	秋頃	都市計画決定告示（都）

5 法的位置付け

都市計画法第 7 条の 2 及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第 4 条に基づき都市計画に定める。

◆法体系・各種計画の相関関係

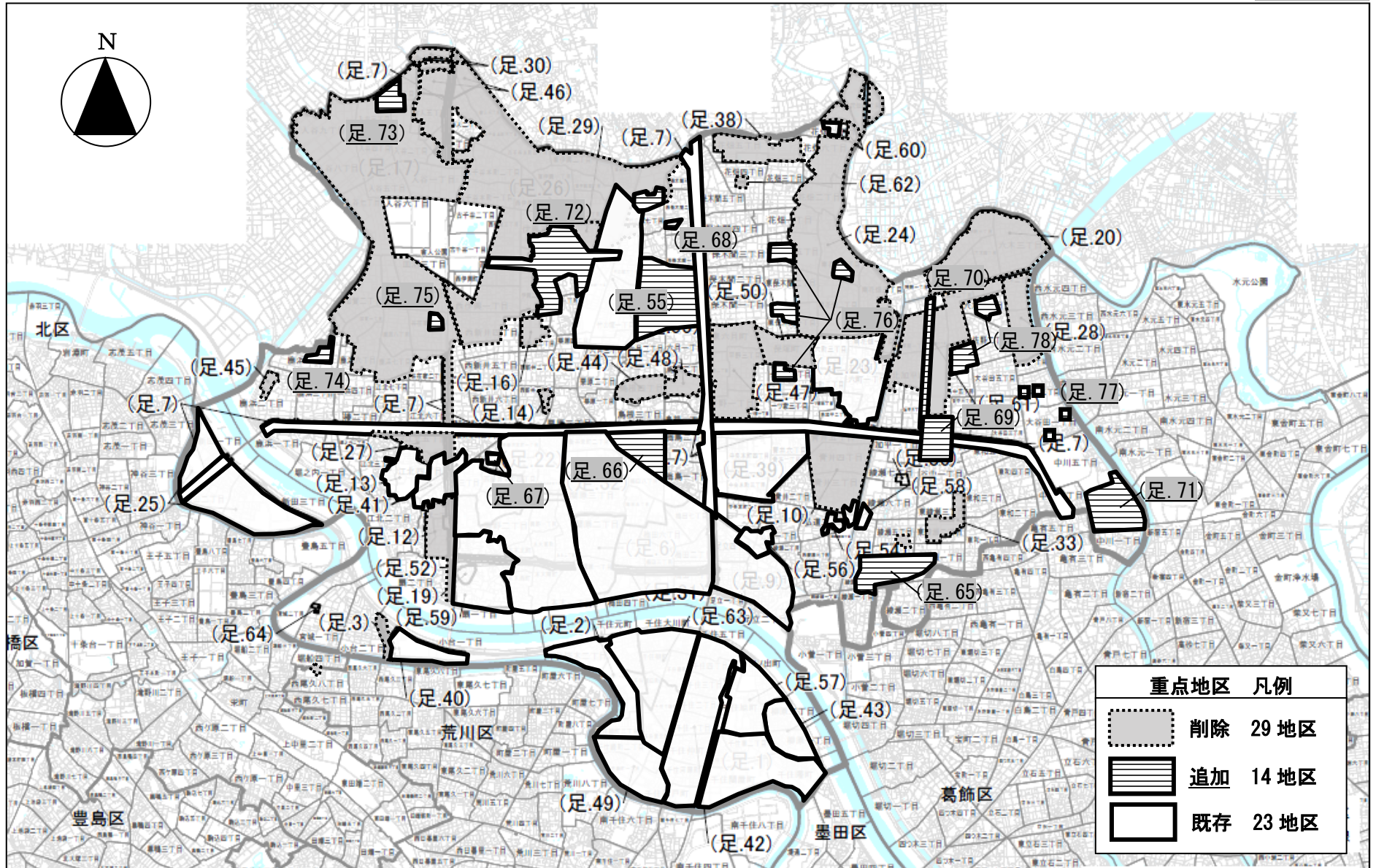


問題点
今後の方針

庁内連携して確実に方針改定の作業を進め、良好な住宅市街地の整備を推進する。

住宅市街地の開発整備の方針総括図（案）

別紙



建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

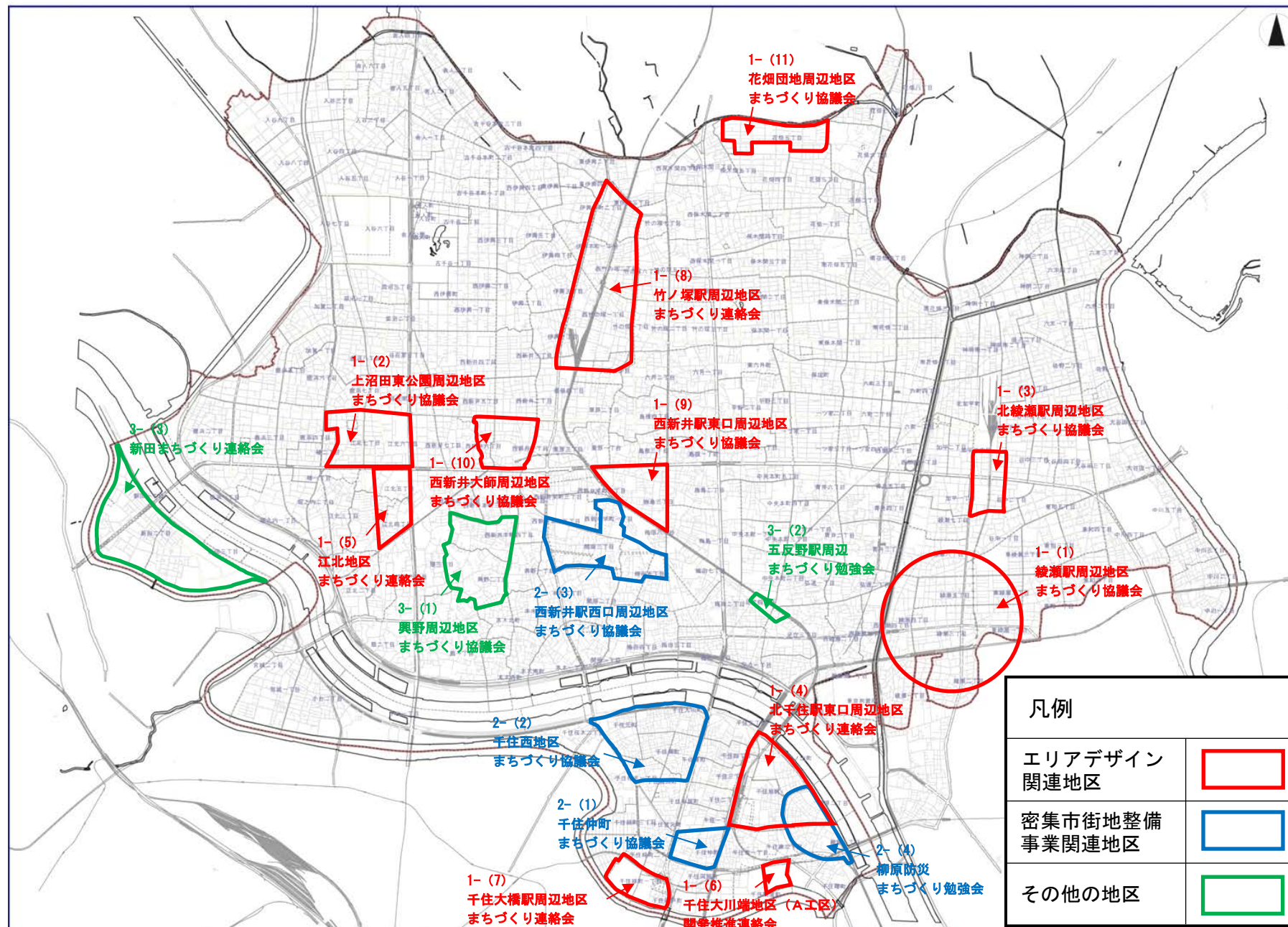
件名	令和3年度ユニバーサルデザイン講演会の開催について
所管部課名	都市建設部都市計画課 ユニバーサルデザイン担当課
内容	<p>毎年開催しているユニバーサルデザイン講演会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮し、以下のとおり少人数にて開催する。</p> <p>1 実施年月日及び会場 日時 令和3年7月19日（月）午後2時30分から午後4時 （講演時間は概ね1時間、この他に質問や、製品・パネル展示等の見学時間を30分程度予定） 場所 足立区生涯学習センター 4階講堂（中央図書館、放送大学が入っている建物になります） 足立区千住5-13-5 TEL 5813-3730</p> <p>2 講師 キューピー株式会社 営業統括本部 ニュートリションサポート部 学術・営業チーム 担当課長 前田壽和（まえだ としかず）氏</p> <p>3 講演内容（予定） 「『食』におけるユニバーサルデザインについて（仮題）」 (1) ユニバーサルデザインへの取り組み (2) ユニバーサルデザインフードとは（その変遷と歴史について） (3) 高齢者の食事のポイント (4) 個人向けのユニバーサルデザインフードとその商品開発について</p> <p>4 開催方法 ・ 受付での体温測定、手指消毒を行う ・ マスクの着用をお願いし、所持していない方には配布する ・ ソーシャルディスタンスを考慮し、間隔を空けて席を配置する</p> <p>5 講演会参加依頼者（予定） 足立区議会議員（45名） ユニバーサルデザイン推進会議委員（12名） 他区市のユニバーサルデザイン担当（24名） 最大81名 ※ 例年参加している職員については、今回撮影するビデオの上映を別途開催する。</p>
問題点 今後の方針	来年度以降の開催についても、新型コロナウイルス感染症の状況を考慮して検討する。

建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

件名	各地区のまちづくり協議会・連絡会の設置状況について
所管部課名	市街地整備室まちづくり課 密集地域整備課 鉄道立体推進室竹の塚整備推進課
内容	<p>区内でまちづくり事業に取り組んでいる地区のうち、まちづくり協議会や連絡会を設置している箇所について報告する（別紙参照 P14）。</p> <p>1 エリアデザイン関連地区</p> <p>(1) 綾瀬駅周辺地区まちづくり協議会 (2) 上沼田東公園周辺地区まちづくり協議会 (3) 北綾瀬駅周辺地区まちづくり協議会 (4) 北千住駅東口周辺地区まちづくり連絡会 (5) 江北地区まちづくり連絡会 (6) 千住大川端地区（A工区）開発推進連絡会 (7) 千住大橋駅周辺地区まちづくり連絡会 (8) 竹ノ塚駅周辺地区まちづくり連絡会 (9) 西新井駅東口周辺地区まちづくり協議会 (10) 西新井大師周辺地区まちづくり協議会 (11) 花畑団地周辺地区まちづくり協議会</p> <p>2 密集市街地整備事業関連地区</p> <p>(1) 千住仲町まちづくり協議会 (2) 千住西地区まちづくり協議会 (3) 西新井駅西口周辺地区まちづくり協議会 (4) 柳原防災まちづくり勉強会</p> <p>3 その他の地区</p> <p>(1) 興野周辺地区まちづくり協議会 (2) 五反野駅周辺まちづくり勉強会 (3) 新田まちづくり連絡会</p> <p style="text-align: center;">※ 50音順</p>
問題点 今後の方針	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら、まちづくり協議会・連絡会を運営していく。

令和3年度 まちづくり協議会・連絡会区域図



建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

件名	新田まちづくり連絡会（第61回）の開催結果について
所管部課名	総務部資産管理課 高齢者施策推進室介護保険課 都市建設部企画調整課 道路整備室街路橋りょう課 市街地整備室まちづくり課 みどりと公園推進室みどり推進課 建築室区営住宅更新担当課 学校運営部学校施設管理課
内容	<p>新田まちづくり連絡会（第61回）の開催結果について、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開催日時 令和3年5月13日（木）午後6時30分～午後7時30分 2 場 所 新田地域学習センター 2階 第1・2学習室 3 参加者 地元町会自治会等 12人 4 内 容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新田まちづくり連絡会会則の変更について (2) 旧新田中学校跡地利用について <ol style="list-style-type: none"> ア 特別養護老人ホーム イ スーパー堤防等整備 (3) 新田学園における活動環境整備について（新田さくら公園改修工事） (4) 区営住宅の集約建替えの進捗状況について (5) 高台まちづくりの実践に向けたモデル地区の設定について 5 主な質疑 <p>Q1：なぜ、新田さくら公園のビオトープを広場に改修するのか？</p> <p>A1：学校のグラウンドが狭いという議会陳情を受けて、検討した結果、改修することとした。</p> <p>Q2：学校と公園の境にあるフェンスは取り除くのか？</p> <p>A2：フェンスはそのまま残し、出入り口を設置する。</p> <p>Q3：以前に、公園部会で検討したが公園の改修は難しいということで、旧新田小に第二校庭を整備するという事になったはず、改修する広場について、学校側の使用方針は決まっているのか？</p> <p>A3：具体的な使用方法は、これからの協議になる。体育の授業に使用するには難しいが、休み時間に生徒同士がぶつからないように少しでも広く使えるよう整備したいと考えている。</p>

6 今後の予定

年 月	内 容
令和3年7月	まちづくりニュース (No.39) の配布

問 題 点
今後の方針

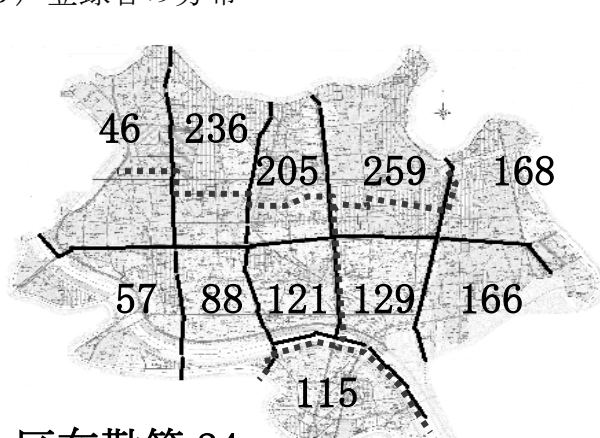
今後も、まちづくり連絡会を通じて情報発信し、地域の意見をまちづくりに反映させていく。

建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

件名	ながら見守りの取組み状況について												
所管部課名	市街地整備室まちづくり課												
内容	<p>1 制度の概要 個人・団体が日常活動をしながら子どもや地域の安全を見守ることで、犯罪の起こりにくいまちづくりを目指す。</p> <p>2 登録状況 (1) 登録者数 1,614名 (令和3年6月1日現在) ア 個人登録者 1,140名 イ 団体登録者 474名 (2) 登録団体 (29団体)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区分 (団体数)</th> <th>団体名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">企業等 (10)</td> <td>第一生命保険株式会社花畑営業オフィス、第一生命保険株式会社竹の塚営業オフィス、株式会社悠斗、個別指導塾わせスタ、株式会社ホームプラザ、株式会社AMAケア元気、城北信用金庫一ツ家支店、城北信用金庫綾瀬北支店、城北信用金庫梅島支店リレーショングループ、明治安田生命保険相互会社千住支店花畑営業所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">町会 (8)</td> <td>東和二丁目自治会ながら見守り隊、長門南部町会、西新井本町15部町会青少年部、花畑団地自治会いこいの会、花畑団地防犯防災部、六木二丁目町会、六木団地自治会、西新井緑町会</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">商店街 (1)</td> <td>六町駅前商店会レスク</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学校PTA (3)</td> <td>西新井第二小学校、栗原北小学校PTA、伊興小学校PTA</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他 (7)</td> <td>綾瀬福祉園、神明障がい福祉施設、足立区地域包括支援センター伊興、日本ボーイスカウト東京連盟足立第14団、NPO法人presents、NPO法人子育てパレット、合同会社まなびの木</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※ 登録順</p>	区分 (団体数)	団体名	企業等 (10)	第一生命保険株式会社花畑営業オフィス、第一生命保険株式会社竹の塚営業オフィス、株式会社悠斗、個別指導塾わせスタ、株式会社ホームプラザ、株式会社AMAケア元気、城北信用金庫一ツ家支店、城北信用金庫綾瀬北支店、城北信用金庫梅島支店リレーショングループ、明治安田生命保険相互会社千住支店花畑営業所	町会 (8)	東和二丁目自治会ながら見守り隊、長門南部町会、西新井本町15部町会青少年部、花畑団地自治会いこいの会、花畑団地防犯防災部、六木二丁目町会、六木団地自治会、西新井緑町会	商店街 (1)	六町駅前商店会レスク	学校PTA (3)	西新井第二小学校、栗原北小学校PTA、伊興小学校PTA	その他 (7)	綾瀬福祉園、神明障がい福祉施設、足立区地域包括支援センター伊興、日本ボーイスカウト東京連盟足立第14団、NPO法人presents、NPO法人子育てパレット、合同会社まなびの木
区分 (団体数)	団体名												
企業等 (10)	第一生命保険株式会社花畑営業オフィス、第一生命保険株式会社竹の塚営業オフィス、株式会社悠斗、個別指導塾わせスタ、株式会社ホームプラザ、株式会社AMAケア元気、城北信用金庫一ツ家支店、城北信用金庫綾瀬北支店、城北信用金庫梅島支店リレーショングループ、明治安田生命保険相互会社千住支店花畑営業所												
町会 (8)	東和二丁目自治会ながら見守り隊、長門南部町会、西新井本町15部町会青少年部、花畑団地自治会いこいの会、花畑団地防犯防災部、六木二丁目町会、六木団地自治会、西新井緑町会												
商店街 (1)	六町駅前商店会レスク												
学校PTA (3)	西新井第二小学校、栗原北小学校PTA、伊興小学校PTA												
その他 (7)	綾瀬福祉園、神明障がい福祉施設、足立区地域包括支援センター伊興、日本ボーイスカウト東京連盟足立第14団、NPO法人presents、NPO法人子育てパレット、合同会社まなびの木												

(3) 登録者の分布



区在勤等 24

- ①綾瀬警察署管内
(545名)
- ②千住警察署管内
(115名)
- ③竹の塚警察署管内
(452名)
- ④西新井警察署管内
(478名)

3 活動開始時のアンケート結果について

活動開始時の意識調査のため、防犯専門アドバイザーの東京大学樋野准教授にご協力いただき、令和2年12月にアンケートを実施した。

(1) 回答状況

ア 発送 885名 (令和2年11月末時点の登録者)

イ 回答 491名 (回答率55.5%)

(2) 意識調査に関する主な回答 (別添資料)

ア ながら見守りをきっかけに防犯活動をスタート 57%

イ ながら見守りに参加しようと思った理由

(ア) 防犯に対する意識が高まりそう 86%

(イ) 他の見守り活動より気楽だと思う 76%

(ウ) 地域の役に立てそう 87%

(3) アンケート回答による傾向

ア 防犯活動に初めて参加された方が約6割を占め、年齢が40～50代と若く、仕事されている方も多く参加いただいている。

イ 今までは地域の防犯・見守り活動には参加していなかったが、防犯に対する意識、地域の役に立てそうと思いのある方が、気楽に始められる「ながら見守り」に参加した傾向が見られた。

ウ 約半数の方が活動頻度「週5回以上」と、他自治体の個人見守り事業と比較しても高い傾向にある。

(4) アンケート意見からの取組み

ア 防犯活動ポイント動画 (6月末開始)

登録者の約6割が防犯活動の新規層であり、意見が多かった活動ポイントを動画配信する。

イ 見守りグッズの一部変更 (9月開始予定)

配信動画



問題点
今後の方針

- 1 PTA、区内企業など、団体登録に向けた活動周知を進めるとともに、防犯講座などの定着と深度化が図れる活動展開を進めていく。
- 2 4警察署、関係所管と連携し、地域の見守る目を増やしていく。

建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

件名	令和3年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について									
所管部課名	みどりと公園推進室公園管理課									
内容	<p>令和3年度じゃぶじゃぶ池の実施および運営方法について報告する。</p> <p>1 実施期間（従来どおり） 令和3年7月15日（木）～9月5日（日）の53日間 ただし、昨年は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、8月1ヶ月間のみ開設。</p> <p>2 実施箇所（従来どおり、別紙参照 P20） 区立公園21か所 <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">内訳</td> <td style="padding-right: 20px;">管理業務委託箇所</td> <td style="text-align: right;">18か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>包括的民間委託箇所</td> <td style="text-align: right;">2か所</td> </tr> <tr> <td></td> <td>指定管理者運営箇所</td> <td style="text-align: right;">1か所</td> </tr> </table> </p> <p>3 開設時間（変更あり。従来 午前10時～午後4時まで） 午前9時～午後1時（1回50分の入れ替え、4回制）</p> <p>4 運営方法 <p>(1) 熱中症対策について（従来どおり） ア 暑さ指数が31℃以上に達した際は、利用を中止する。 ※ 暑さ指数は、湿度、日射・輻射（ふくしゃ）熱、気温の3要素により決定されるもので、暑さ指数31℃という場合、気温は35℃以上が目安となる。</p> イ 周知方法（従来どおり） <ul style="list-style-type: none"> ・ ツイッターでの情報発信 ・ 現地での看板掲示および係員による来場者への説明 ・ 環境省の暑さ指数に関するサイト（QRコード）に関するビラの配布 </p> <p>(2) 水遊びパンツ使用について（従来どおり） 使用は認めない。 理由 取扱いメーカーの見解から「尿については流れ出す構造である」ため、プールとしての水質水準を確保するには、水遊びパンツの使用は不適と判断した。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止について（昨年度から継続） 昨年同様、時間ごとに利用人数の上限を設定し、上限を超えた場合は整理券を配り、次の開設時間帯の利用をお願いする。</p>	内訳	管理業務委託箇所	18か所		包括的民間委託箇所	2か所		指定管理者運営箇所	1か所
内訳	管理業務委託箇所	18か所								
	包括的民間委託箇所	2か所								
	指定管理者運営箇所	1か所								
問題点 今後の方針	開設時間の変更や熱中症対策について、広報・ホームページ・現地看板等を通じ、利用者への周知を図っていく。									

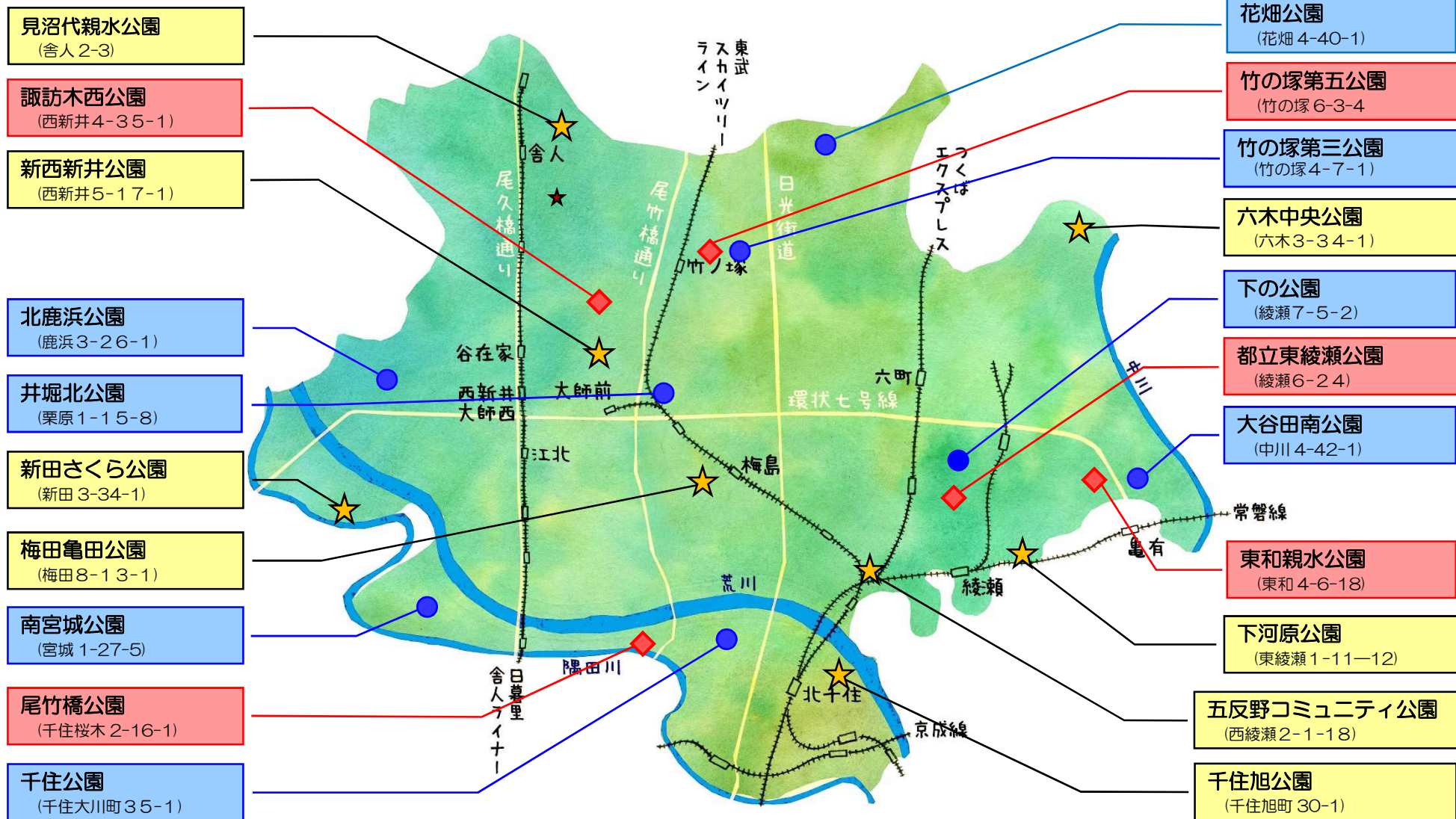
令和3年じゃぶじゃぶ池案内図

7月15日から9月5日までオープン!
開設時間・・・9:00～13:00

※ 週休日はじゃぶじゃぶ池ごとに異なりますので、下図をご確認ください。※

別紙

★ お休み無し
● 月曜日お休み
◆ 火曜日お休み



★ 都立舎人公園のじゃぶじゃぶ池については、舎人公園サービスセンターへお問い合わせください。

建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

件名	区営住宅等及び都営住宅の垂直避難について																																																																												
所管部課名	建築室住宅課 総合防災対策室災害対策課																																																																												
内容	<p>区営住宅及び都営住宅の垂直避難における現在の取組み状況について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 令和3年度に垂直避難住戸として活用する区営住宅等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No</th> <th style="width: 30%;">住宅名 (棟数・規模)</th> <th style="width: 15%;">活戸数 (対象階)</th> <th style="width: 15%;">面積(m²) 間取り</th> <th style="width: 15%;">浸水階及び 居住者数</th> <th style="width: 10%;">収容可能 人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>竹の塚六丁目 (2棟・5階建)</td> <td>1戸 (5階)</td> <td>51 3DK</td> <td>1階 20人</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>伊興町前沼 (2棟・5階建)</td> <td>1戸 (3階)</td> <td>56 3DK</td> <td>1階 16人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>伊興五丁目 (4棟・5階建)</td> <td>1戸 (3階)</td> <td>56 3DK</td> <td>1階 28人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>伊興町本町第2 (4棟・4階建)</td> <td>1戸 (3階)</td> <td>56 3DK</td> <td>1階 47人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>中央本町四丁目 (1棟・11階建)</td> <td>1戸 (7階)</td> <td>60 3DK</td> <td>1～2階 16人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>新田二丁目 (2棟・4階建)</td> <td>2戸 (4階)</td> <td>55 3DK</td> <td>1～3階 63人</td> <td>30人</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)</td> <td>1戸 (4階)</td> <td>61 3DK</td> <td>1～2階 13人</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)</td> <td>5戸 (3・4階)</td> <td>61 3DK</td> <td>1～2階 14人</td> <td>75人</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>大谷田二丁目 (5棟・4階建)</td> <td>6戸 (3・4階)</td> <td>48～55 3DK</td> <td>1～2階 45人</td> <td>87人</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>関原一丁目コミュニティ (5棟・5階建)</td> <td>1戸 (5階)</td> <td>58 2DK</td> <td>1～2階 41人</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>合計</td> <td>20戸</td> <td></td> <td>303人</td> <td>292人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 網掛け(No. 6～9)は建替え事業を行っている住宅のため、垂直避難住戸としての活用は、No. 6は令和5年度末、No. 7～9は令和9年度末までとなる。</p>					No	住宅名 (棟数・規模)	活戸数 (対象階)	面積(m ²) 間取り	浸水階及び 居住者数	収容可能 人数	1	竹の塚六丁目 (2棟・5階建)	1戸 (5階)	51 3DK	1階 20人	14人	2	伊興町前沼 (2棟・5階建)	1戸 (3階)	56 3DK	1階 16人	15人	3	伊興五丁目 (4棟・5階建)	1戸 (3階)	56 3DK	1階 28人	15人	4	伊興町本町第2 (4棟・4階建)	1戸 (3階)	56 3DK	1階 47人	15人	5	中央本町四丁目 (1棟・11階建)	1戸 (7階)	60 3DK	1～2階 16人	15人	6	新田二丁目 (2棟・4階建)	2戸 (4階)	55 3DK	1～3階 63人	30人	7	大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1～2階 13人	15人	8	大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)	5戸 (3・4階)	61 3DK	1～2階 14人	75人	9	大谷田二丁目 (5棟・4階建)	6戸 (3・4階)	48～55 3DK	1～2階 45人	87人	10	関原一丁目コミュニティ (5棟・5階建)	1戸 (5階)	58 2DK	1～2階 41人	11人		合計	20戸		303人	292人
No	住宅名 (棟数・規模)	活戸数 (対象階)	面積(m ²) 間取り	浸水階及び 居住者数	収容可能 人数																																																																								
1	竹の塚六丁目 (2棟・5階建)	1戸 (5階)	51 3DK	1階 20人	14人																																																																								
2	伊興町前沼 (2棟・5階建)	1戸 (3階)	56 3DK	1階 16人	15人																																																																								
3	伊興五丁目 (4棟・5階建)	1戸 (3階)	56 3DK	1階 28人	15人																																																																								
4	伊興町本町第2 (4棟・4階建)	1戸 (3階)	56 3DK	1階 47人	15人																																																																								
5	中央本町四丁目 (1棟・11階建)	1戸 (7階)	60 3DK	1～2階 16人	15人																																																																								
6	新田二丁目 (2棟・4階建)	2戸 (4階)	55 3DK	1～3階 63人	30人																																																																								
7	大谷田一丁目第2 (1棟・4階建)	1戸 (4階)	61 3DK	1～2階 13人	15人																																																																								
8	大谷田一丁目第3 (1棟・4階建)	5戸 (3・4階)	61 3DK	1～2階 14人	75人																																																																								
9	大谷田二丁目 (5棟・4階建)	6戸 (3・4階)	48～55 3DK	1～2階 45人	87人																																																																								
10	関原一丁目コミュニティ (5棟・5階建)	1戸 (5階)	58 2DK	1～2階 41人	11人																																																																								
	合計	20戸		303人	292人																																																																								

- 2 居住者への周知
対象の住宅の自治会に情報提供し、垂直避難住戸について説明を行う。
- 3 運営方法
- (1) 区が発表する避難情報で警戒レベル3（氾濫警戒情報）の発令が想定される2時間程度前までに区職員が対象住宅の鍵を開ける。
- (2) 同時に浸水の恐れがある階の入居者に案内を配布し、緊急時には上階の垂直避難住戸に緊急避難が可能であることをお知らせする。
なお、垂直避難住戸に区職員は配置しない。

- 4 都営住宅の活用における東京都との協定について（参考）
令和2年度に、東京都と足立区で締結した「水害時の緊急避難先としての都営住宅等の空き住戸使用に関する協定書」に基づき、都から以下の垂直避難住戸の提供を受けることとなった。

- (1) 令和3年度に都から提供を受ける予定の都営住宅

No.	都営住宅名	戸数
1	青井四丁目第3	2
2	足立中央本町四丁目	2
3	綾瀬七丁目	2
4	大谷田一丁目	1
5	北鹿浜第2	1
6	弘道一丁目第3	1
7	江北四丁目	2
8	新田一丁目	2
9	西綾瀬三丁目第2	2
10	宮城一丁目	2
11	宮城第3	5
12	六ツ木町	1
	合計	23

- (2) 活用方法について
今後提供を受ける都営住宅の自治会に情報提供し、運営方法等について協議を行っていく。

- 5 垂直避難住戸に対する備品等について
- (1) 電気及び水道は区で事前に手続きを行い利用可能とする。
- (2) 住戸には照明、トイレトーパー、非常時用ランタンを配備する。

問題点
今後の方針

対象住戸の自治会への説明及び備品等の配備を遺漏なく行う。

建設委員会情報連絡

令和3年7月2日

件名	区営住宅等維持管理業務委託受託者の選定について												
所管部課名	建築室住宅課												
内容	<p>現在、区営住宅等維持管理業務をJ K K（東京都住宅供給公社）に委託している。本件委託が今年度末で終了するため、新たに来年度以降の委託先の選定に向けて以下のとおり準備を進める。</p> <p>1 業務委託の概要</p> <p>（1）対象住宅 区営住宅、シルバーピア、コミュニティ住宅 （計23団地 820戸）</p> <p>（2）業務内容 一般修繕、空き室修繕、設備保守点検、環境整備に関する設計・施工・管理・検査等業務 （修繕等の緊急対応受付は24時間365日体制）</p> <p>2 委託期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日まで（3年間）</p> <p>3 選考方式 プロポーザル方式による</p> <p>4 今後の予定</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">年 月 日</th> <th style="width: 70%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年7月29日</td> <td>第一回選定委員会（募集要件の決定）</td> </tr> <tr> <td>8月上旬</td> <td>募集要件の公表</td> </tr> <tr> <td>8月下旬</td> <td>応募受付締切</td> </tr> <tr> <td>10月中旬</td> <td>第二回選定委員会（提案書提出者の特定）</td> </tr> <tr> <td>12月上旬</td> <td>第三回選定委員会（提案書の特定） 提案書の特定結果の公表</td> </tr> </tbody> </table>	年 月 日	内 容	令和3年7月29日	第一回選定委員会（募集要件の決定）	8月上旬	募集要件の公表	8月下旬	応募受付締切	10月中旬	第二回選定委員会（提案書提出者の特定）	12月上旬	第三回選定委員会（提案書の特定） 提案書の特定結果の公表
年 月 日	内 容												
令和3年7月29日	第一回選定委員会（募集要件の決定）												
8月上旬	募集要件の公表												
8月下旬	応募受付締切												
10月中旬	第二回選定委員会（提案書提出者の特定）												
12月上旬	第三回選定委員会（提案書の特定） 提案書の特定結果の公表												
問題点 今後の方針	プロポーザル方式実施基準に基づき着実に選定する。												